

台風接近時に気象警報が発令されている場合の対応について

台風が接近し気象警報が発令されている場合は、自宅で気象庁ホームページ (<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>) の防災情報内の気象警報・注意報から判断して、次のように対応し、登校可能な場合でも、十分に安全に注意して下さい。尚、自宅が含まれる地域に警報が発令されている場合は下記に準じて各自適切に判断し、まずは命の危険回避を第一に考えて行動して下さい。また、学校には電話をしないようお願い致します。

1 台風の接近または上陸に伴い、気象警報が発令されている場合

午前6時以降、東京都多摩南部地域に対して、大雨警報と暴風警報の両方が発令されている場合（「注意報」ではないので注意）

- (1) 午前7時までに警報が解除された場合は、第3時限から授業を開始する。
- (2) 午前10時までに警報が解除された場合は、第5時限から授業を開始する。
- (3) 午前10時現在警報が解除されない場合は、自宅学習とする。

※ 午前10時以降に、警報が発令される可能性もあります。この場合は、授業を打ち切って帰宅させることもあります。

2 台風の接近により、交通機関に乱れがある場合

通常利用している交通機関に運行停止などで大きな乱れがある場合は、復旧しだい安全に注意し登校する。復旧の見込みがない場合は、自宅学習とする。